

自転車盗多発!!

あなたの自転車が
ねらわれています!



H25年12月末 街頭犯罪発生件数

被害の発生状況

- 街頭犯罪の約7割が自転車盗です。
- 駐輪場や路上での被害が集中しています。
- 盗まれた約半数が鍵をかけていません。
- 被害者の約半数は、学生・生徒等です。

その他
193件

636件

自転車盗
443件

盗難防止のポイント

★ わずかな時間でも施錠を!

油断大敵! 面倒がらない!

★ 愛車精神を!

「盗まれたらまた買えばいい」という考えは間違いです。愛車精神を持ち、自分の自転車を大切にするという気持ちが盗難を防止します。

カギかけはあたりまえ、
ワンロックより

★ ツーロック



自転車に
かけましよう!
愛錠を

あいじよう

しない! させない! 自転車盗

※ 窃盗罪
10年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

旭区役所 市民協働課
地域安全防犯担当
TEL 6957-9915

守りましょう！自転車のルール

～自転車は「車」の仲間です～



自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則

※歩道は例外

自転車は、歩道の区別があるところでは、車道を通行するのが原則です。



② 車道では、左側を通行

車道では、道路の左端に寄って通行し、右後ろから来る車などに注意しましょう。

③ 歩道では歩行者優先で、車道寄りを徐行

すぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止をしましょう。



④ 安全ルールを守る

- 二人乗り、並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と、一時停止、安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用

子どもが自転車に乗るときや、幼児を幼児用座席に同乗させるときは、ヘルメットを着用させましょう。



自転車にもマナーを！

困ります！自転車放置はやめましょう

一人が違法駐輪すると、放置自転車はまたたく間にふくれあがります。自転車放置は絶対にやめましょう。



携帯電話

ヘッドホンは禁止！

罰則：5万円以下の罰金

事例：女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、歩行者(57歳)と衝突。歩行者に重大な障害(手足がしびれ歩行が困難)が残った。

賠償金 5,000万円

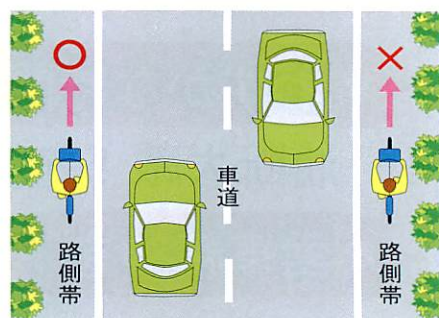
〈横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決〉



自転車が道路右側の路側帯を通行することが禁止されました。

自転車などの軽車両は、歩道がない道路の左側にある路側帯と右側にある路側帯のどちらも通行することができますが、改正後は、左側の路側帯しか通行できません。

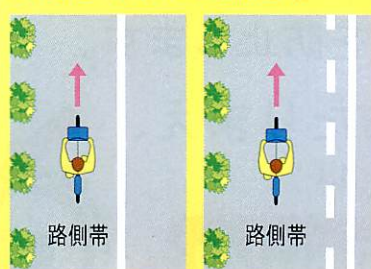
※平成25年12月1日施行



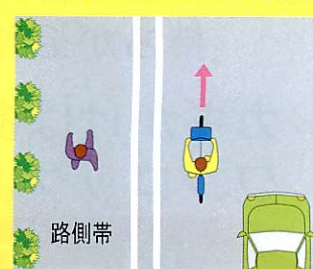
◆右側にある路側帯を通行すると

3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

● 自転車が通行できる路側帯



● 自転車が通行できない路側帯



※白の2本線で示された路側帯は歩行者専用です。

